

資料編

早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 14 日
早島町要綱第 10 号

(目的及び設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、早島町における総合的な地域福祉の推進を図るための早島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、早島町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、社会福祉事業関係者、社会福祉活動関係者、住民組織代表、教育・行政関係者等の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、その任務が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、少子高齢政策室において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

早島町地域福祉計画の策定の経過

開催年月日	会議内容等
平成 22 年 7 月 16 日	17 名を策定委員に委嘱 第 1 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画策定委員会設置要綱について ・ 会長、副会長選任について ・ 早島町地域福祉計画策定方針について
12 月 10 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画（素案）について
平成 23 年 1 月 12 日 から 平成 23 年 2 月 7 日	素案に対する意見募集（パブリックコメント）
2 月 25 日	第 3 回地域福祉計画策定委員会 ・ 早島町地域福祉計画（案）について

平成 22 年度 早島町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(17 名)

	氏 名	所 属	備 考
会長	武 田 則 昭	川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科教授	学識経験者
	河 原 伸	都窪医師会理事	保健医療関係者
	原 哲 也	都窪歯科医師会副会長	〃
	小 郷 伊津子	早島町愛育委員会副会長	〃
	友 永 洋 子	早島町栄養委員会会長	〃
	佐 藤 孝 之	(福)早島町社会福祉協議会会長	社会福祉事業関係者
	足 立 裕 明	(福)敬仁会 特別養護老人ホーム白亜館施設長	〃
	野 口 英 臣	(福)中野社会福祉協会 かんだ保育園長	〃
	二 本 木 豊	早島町民生児童委員協議会会長	社会福祉活動関係者
	則 武 利 明	N P O 法人城山うさぎ代表	〃
	河 北 憲 一	福祉活動委員協議会会長	〃
	鈴 木 重 康	早島町自治住区区長会会長	住民組織代表
	藤 江 京 子	早島町婦人会代表	〃
	林 勇	早島町老人クラブ連合会会長	〃
	高 橋 誠	早島町保・幼・小・中連絡協議会会長	〃
	岡 頌 敏	早島町教育委員会教育長	教育関係者
副会長	小 寺 良 成	岡山県備中県民局次長 (備中保健所長)	行政関係者

用語解説

あ行	
ICT	情報通信技術。「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology)」の略。IT「インフォメーション・テクノロジー (Information Technology)」とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合は ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。
NPO	民間非営利組織。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non profit organization)」の略。福祉、環境、文化・芸術等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。
か行	
介護予防	可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ること、または要介護状態を悪化させないようにすること。
協働	読んで字のとおり「協力して働く」こと。特に、行政と市民や事業者等、地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のために、お互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。地方分権や価値観の多様化が進む中、福祉、まちづくり、環境等のあらゆる課題に適切に対応するために協働することが必要になっている。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者をいう。
合計特殊出生率	各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とは、その年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合で、合計特殊出生率は女性が一生涯にもつであろう平均的な子どもの数であるともいわれる。
高齢化率	国連は 65 歳以上を高齢者とし、かつそれ以上の年齢層を老年人口としているが、高齢化率は、その老年人口（65 歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

さ行	
社会福祉法	昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成 12 年に社会福祉事業法の題名改正を行ったもの。主な改正の柱は、「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」「利用者保護のための制度の創設」「サービスの質の向上」「社会福祉事業の充実・活性化」「地域福祉の推進」など。
シルバー人材センター	定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。
生涯学習	人が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習のこと。職業的なものから趣味的、社会的なものまで広い範囲のものを生涯学習と呼ぶことができる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法第 15 条に基づき、法別表が定める身体障害の範囲・程度に該当する者に対し、当該障害者の申請（本人が 15 歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請する）に基づいて交付されるもので、同法による福祉サービスを受けることができることを示す証票であり、都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。
精神保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定された制度で、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、1995 年の精神保健福祉法改正時に創設された。精神疾患（機能障害）の程度、能力障害の程度で判定され、1 級から 3 級までの等級がある。
前期高齢者	65 歳以上の高齢者のうち、65 歳～74 歳までの高齢者をいう。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た行	
地域子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤形成を目的として、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関。

た行	
地域コミュニティ	従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視した福祉型の地域共同体。
特別養護老人ホーム	老人福祉法において、65歳以上の者で、身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な者が入所する施設とされている。施設で提供されるサービスは、入浴、排泄、食事等、介護その他の日常生活上の世話、健康管理、機能訓練、レクリエーション行事の実施、相談、家族や病院・福祉事務所との調整、金銭管理等の代行業務等、生活を行う上での幅広いものである。
な行	
認知症サポーター	地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源につなげる窓口となる役割を担う人のこと。
は行	
福祉作業所	民間事業所で働くことができない障がい者の就労先として、障がい者や親、職員などの関係者が共同で運営する作業所。
ホームヘルパー	自宅で暮らし続けていくうえで様々な困難を抱える人々（高齢者、障がい児（者）、難病患者、ひとり親家庭など）に対し、自宅を訪れ家事や介護など様々な援助を行う援助職。
ボランティア	自発的に事業に参加する人。特に社会事業活動に無報酬で参加する人。社会のためになる事業・運動等に熱心で、協力を惜しまない人。
ま行	
メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積によりインスリン抵抗性（インスリンの働きの低下）が起こり、糖代謝異常（耐糖能異常、糖尿病）、脂質代謝異常（高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症）、高血圧などの動脈硬化の危険因子が、一個人に集積している状態。
や行	
要介護者	一般的には、食事や排泄・入浴等の日常生活動作や家事について他者の介護を必要とする人をいう。介護保険法では、第7条第3項で範囲を規定している。
ら行	
療育手帳	居住地または現在地を管轄する福祉事務所長または市町村長に申請し、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事または指定都市の市長から交付される手帳。
老人クラブ	高齢者における心身の健康の増進をはかり、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織である。

早島町地域福祉計画

発行年月 平成23年3月

発行 岡山県早島町

〒701-0303 岡山県早島町前潟 360-1

TEL(086)482-2483